

令和3年 第7回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和3年7月26日(月)

## 令和3年 第7回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和3年7月26日(月)	開催場所	役場大会議室		
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分		
議長	伊藤 裕	議事参与者	なし		
出席した事務局職員	事務局長：山下容二 事務局次長：関口博之 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川美雪	
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	伊藤 裕	○	—	福田 幸雄	○
会長代理	吉澤 英彰	○	—	細井 登	○
1	岩田 保	○	—	松村 稔	○
2	金井 てる子	○	—	入 保夫	○
3	坂本 茂	○	—	生方 積	○
4	藤島 廣二	×	—	間々田 秀造	○
5	小林 雄一	○	—	坂本 正	○
6	戸矢 活夫	○	—	安原 和夫	○
7	蓮 博政	○	—	小谷野 房雄	○
8	尾崎 保幸	○	—	相川 和明	×
9	小林 加代子	○	—	木村 信雄	○
10	馬場 弘次	○	—	立石 満	○
11	杉山 登	○	—	菊地 宏利	○
12	塚本 房雄	○			

## 会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は13名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和3年第7回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号12番 塚本 房雄 委員 議席番号1番 岩田 保 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川 主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第19号 農地法第4条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>岩 田 保 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>日程第2 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第4条の説明をさせていただきます。 1番ですが、申請者は上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△、161㎡、農地法5条の4番の318㎡と併せて479㎡になります。地目は畑、転用目的は長屋住宅です。農業振興地域外の第2種農地です。宅地に接続しています。申請地は、商業施設等も近く、借家の需要が見込まれるため、アパートを建築するものです。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>1番について 問題ありません。</p> <p>ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>

<p>日程第3 議案第20号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、採決したいと思いますので、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>
	<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>日程第3 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から15番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>農地法第5条の説明をさせていただきます。今月は通常案件12件、一時転用3件になります。</p> <p>1番は、譲受人 本庄市〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇様、譲渡人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△、面積は225㎡、地目は畑、権利内容は所有権移転の売買、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在借家生活をしておりますが、夫婦の通勤にも適した場所で、持ち家を所有したく申請するものです。</p> <p>2番ですが、譲受人 本庄市〇〇△の△の△ 〇〇〇〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△ 231㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第2種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在社員寮で生活しており、この用地に住宅を建設したく申請するものです。</p> <p>3番は、譲受人 上里町〇〇△の△の△ 〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇〇〇 △△△△様です。土地の所在は大字〇〇△△△ 231㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地になります。譲受人は現在間借りしているため、住宅を建設したくするものです。</p> <p>4番ですが、譲受人 上里町〇〇△の△の△ 〇〇〇〇、譲渡人 群馬県高崎市〇〇〇〇 △△△△様です。土地の所在は大字〇〇△△△ 面積は318㎡になります。4条の1番の案件と併せて479㎡になり</p>

ます。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は長屋住宅、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地になります。申請地は、商業施設等も近く借家の需要が見込まれるため、申請するものです。

5番の案件でございます。譲受人が上里町〇〇〇〇 △△△氏。譲渡人は上里町〇〇〇〇 △△△氏、土地の所在は大字〇〇〇〇 面積は214㎡で、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第2種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在実家で両親と家族と同居していますが、実家の北に住宅を建設したく申請するものです。

6番は、譲受人 本庄市〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 千葉県〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△、面積は499㎡、地目は田、権利内容は20年間の使用貸借権設定、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在借家生活をしており、譲受人の叔母が所有する土地を譲り受けて、住宅を建設したく申請するものです。

7番ですが、譲受人 上里町〇〇△の△の△ 〇〇〇〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△ 382㎡、地目は田、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在借家暮らしをしており、両親と同居するため、この用地に住宅を建設したく申請するものです。

8番は、譲受人 本庄市〇〇△の△の△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇〇〇 △△△△氏です。土地の所在は大字〇〇△△△ 588㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売住宅、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第2種農地になります。申請地は、教育施設も近く住宅需要が見込まれることから申請するものです。

9番ですが、譲受人 本庄市〇〇△の△の△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇〇〇 △△△△様です。土地の所在は大字〇〇△△△ 面積は362㎡になります。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売分譲住宅1棟、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地になります。申請地は、教育施設も近く、住宅地に隣接しており、住宅需要が見込まれるため、申請するものです。

10番の案件でございます。譲受人が上里町〇〇〇〇 △△△氏。譲渡人は上里町〇〇〇〇 △△△氏、土地の所在は大字〇〇〇〇 面積は234㎡で、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は駐車場、譲受人の職業は〇〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第2種農地です。宅地に接続しています。譲受人の妻は現在自宅でピアノ教室を営んでおりますが、生徒の増加により送迎用の駐車場が必要になり申請するものです。

11番は、譲受人 本庄市〇〇△の△の△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇〇〇 △△△△氏です。土地の所在は大字〇〇△△△ 157㎡、隣の宅地と併せて358.72㎡です。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売住宅2棟、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地になります。申請地は、住宅地に囲まれ商業施設も近く、住宅需要が見込まれることから申請するものです。

12番ですが、譲受人 上里町〇〇△の△の△ 〇〇〇〇、譲渡人 北本市〇〇〇〇 △△△△様です。土地の所在は大字〇〇△△△ 面積は249㎡になります。地目は畑、権利内容は永年の使用貸借権設定、転用目的は無人精米機の設置、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第2種農地になります。無人精米機を設置していた従前の土地が使用できなくなり、申請地に移転をたく申請するものです。

続きまして13番と14番に関しましては、一時転用、砂利採取に関する内容ですので一括で説明をさせていただきます。13番14番ともに賃借人は、本庄市〇〇〇〇△△△-△(株)〇〇〇〇でございます。、

13番に関しましては、賃貸人上里町〇〇〇〇 〇〇〇〇 外2名 場所は上里町〇〇〇△△△ 外3筆 面積は10,860㎡、権利内容は1年間の賃貸借権設定、転用目的は搬出入路及び表土置場、賃借人の職業は〇〇〇〇、形態は新設、申請地は農用地区域です。申請地は宅地から250mほど離れています。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。

14番ですが、賃貸人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏 外2名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△ 外3筆、面積は計11,798㎡、地目は田、権利内容は一年間の賃貸借権設定、転用目的は砂利採取、賃借人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農用地区域です。申請地は宅地から300mほど離れています。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。

15番ですが、賃借人 群馬県〇〇△△△ 〇〇 〇〇(株)。賃貸人 上里町〇〇〇〇〇〇〇〇氏、土地の所

		<p>有地は大字〇〇〇〇、面積は473㎡、地目は畑、権利内容は1年6か月間の賃貸借権設定、転用目的は現場事務所・駐車場、賃借人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地です。申請地は宅地に接続しています。児玉工業団地内に隣接する建設予定の倉庫建築に伴い、現場事務所及び駐車場として一時転用の申請をするものです。5条の議案に関する説明につきましては以上です。</p>
	議長	<p>以上で事務局による説明を終わります。、 一番の案件から順番に、担当地区の委員どちらか方より現場確認の報告をお願いいたします。、</p>
	岩田 保 委員	<p>1番から3番について 同じ場所なので、隣も住宅で問題ないと思います。、</p>
	岩田 保 委員	<p>4番について 先ほど4条と同じで、問題ありません。</p>
	岩田 保 委員	<p>5番について 5番も、北中の入口で北にはアパートもあるし、西隣にも住宅がありますので、問題ありません。、</p>
	岩田 保 委員	<p>6番について 問題ありません。、</p>
	尾崎 保幸委員	<p>7番について 民家、それから太陽光設備が隣接した三角形の土地ですので、特に問題ありません。</p>
	塚本 房雄委員	<p>8番、9番について 問題ありません。</p>
	小林加代子委員	<p>10番について</p>

		問題ありません。
	坂本 茂 委員	1 1 番について 問題ございません。、
	入 保夫 委員	1 2 番について 特に問題ないと思われます。
	蓮 博政 委員	1 3 番、1 4 番について 確認しました。こちらの問題はないと思います。
	金井てる子委員	1 5 番について 問題ないと思います。、
	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	細井 登委員	1 3 番と1 4 番に関係してきますが、前にここで審議いただいた〇〇〇〇の場所で現在砂利採取していますが、ここを、私は学校の登下校のボランティアの際、週二回程度、脇を通っているんですが、その時見たところ、この前話しましたが、かなり掘っていて、崩れてきてかなり境界まで近づいてる。こんなことがあって、何の気なしに、家に帰って、よく見てたら、かなり崩れ落ちているわけです。隣の畑についても、それこそ、すぐそばまで亀裂が入っているような状況なわけです。これはもう大変だと後日見ていたら、今度は作業員が寄ってきて、何をやっているとは私は大分言われましてね。それで結局、この間の説明があったように砂利採取について道路から7メートルとか説明したのですが、そういったことで事務局の方にも来てもらって話したんだけど、結局了解は取れなかった訳なんです。私が何を言いたいかっていうと、砂利を道路のギリギリのところまで、最終的には7メートルという規制がある。しかし最後の最後になって道路のギリギリのところまで掘り進めてるわけです。それで何が悪いかっていうと、道路には水路のパイプがすぐ脇



		<p>まで走ってありますよね。どういうことかという、そういうのは片側はある程度しっかりした土地で、片側が異常に緩い土地で土砂で支えられてるわけですよね。、</p> <p>そうすると、地震が起きたときに、かなりのダメージがあるんじゃないかと思うんですよね。比較してみれば、家で言えば筋交いを取っちゃったような、そんな状況になってるわけですね。、</p> <p>だから本来ならば、境界に7m離れて45度の角度で砂利を掘削するようになってるんですね。、</p> <p>それを真っ直ぐ掘って、そこを柔らかい土砂で埋めているわけですよね。そうすると地震が起きた時に揺れがすごくなるんじゃないかと思うんです。、</p> <p>そしたらやっぱり水道管とかは、あそこに排水管、排水溝もありますけれども、そういうところはかなりダメージを受けるんじゃないかと思うんですよね。、</p> <p>ですから、何とかした方がいいと思うんですね。今のまま境界ぎりぎりまで取って、そこを柔らかい土で埋めても、耐震性が保てるのか保てないのか、そこが問題だと思うんですよね。</p> <p>で一時転用をしたって、結局またその土地は農業委員会の管理になるわけですから、やっぱり一時転用中、知らんぷりしているのはよくないと思うんですよね。、</p> <p>それで、これから先いつ地震が起きるかはわからないのですから、上里町の防災については是非力を入れたいと思うんですよね。その一環として地震に対してですね、ギリギリまで掘削して、そこをきっちりやらないで押さえつけるだけで十分かどうか、その辺のことを評価した上で県が黙認するかしないか、それを農業委員会としてはっきりして言ってもらいたいと思うんですよね。私1人でね、やはり個人の問題ではなくて、農業委員会全体の問題だと思うんですよね、</p> <p>議 長 要するに細井さんが言われたことは、本来ならば7メートルの保全値を置かないとならないのだけど、それは真ん中を掘って最後に保全値のどこまで掘って、道路いっぱいまで掘る。または水路いっぱいまで、道路いっぱいまで掘っちゃうと、その柔らかい土で地震だとかそういうときに、それで強度があるのかということでもいいわけですね。、</p> <p>事 務 局 長 ありがとうございます。パトロールもしていただいて感謝いたします。今のお話は技術的な基準になってきますので、今すぐ回答はなかなか出来ない所があります。道路とか今は技術的な基準があるので、柔らか</p>
--	--	--

		<p>いから危ないとか、そういうものも大事なんですけど、震度だったりそういった技術的な基準がどうになっているのか、農業委員会としてどういう風にどこまで権限として見ていくのか、農業委員会については農地の保全なんですけれども、町道とか土地改良のパイプラインがご心配だということであれば、それぞれの技術基準を確認する必要があると思うんですが、今回宿題にさせていただいてですね、関係各課にお話を向けて、後、北部環境管理事務所に農業委員会として、役割を果たしていけるかを検討させていただければなというふうに思います。</p>
	木村 信雄委員	<p>すいません。今の回答に対してはこのままでいいと思うのですが、そもそも7メートルを採っちゃうことを黙認するという事でよいのですか。</p>
	事務局 長	<p>それは、こないだも説明したように、気が付かれれば、それはもう農業委員会のものではなくて、北部環境管理事務所に申し出ていただきたい内容なんで、役割としてうちの方が北部環境に言ってもいいです。</p>
	木村 信雄委員	<p>もう報告されてるんじゃないかなと理解してたんですけど、そうじゃないんですか。、</p>
	事務局 長	<p>それは聞いてないので報告してません。、</p>
	細井 登 委員	<p>結局、環境事務所が今まで3か月に1度来ていたのが、1ヶ月に1回来るという風に改めたと言いますが、その日もあったけど、いつ来るかわからないっていうか、業者が正しくやってるっていう元で、違反をやってるわけないみたいに来てるから、実際どうなってるかっていうのを知ってるのか、知らないのか、わかんないけど、少なくとも私なんかわかるわけですからね。、 私なんか写真撮って、写真とるのは、まずいけど。そういうのを見れば、明らかにもう、知らないっていうことは黙認していると思えないんですよ。 まあ、長年、多分こういうことが何十年と続いたことでしょうから、今更言たってしょうがないと思うかもしれないけど、やはり熱海なんか土砂崩れでもまあ、ちょっと話が違うかもしれないけど、ずっとずいぶん昔から行政当局がその辺のことは監視してたというのがあるんですよ。、</p>

		<p>だけど行政の言う事を聞かなかったので、ずっとここまで来ちゃって、ああいうふうな事故が起きちゃった。そういうふうなことがあり得るんです。それと同じようなことをここでやっちゃいけないのではないかと私は思うんですよね。今後大地震が起きた時に我々の大事なインフレが崩れちゃった時にね。これが人員的になったか、自然でなったのか。ある程度きちんとやっていかないと、責任の所在がわからなくなるんです。結局、税金で直さなく行けなくなるんじゃないかと、心配しているんです。</p>
	<p>事 務 局 長</p>	<p>心配の部分はよくわかります。熱海は切土と盛土の関係なんでこれとはちょっと違うと思うんですけども、いずれにしても農業委員会で議する内容ではなくて、北部環境管理事務所と町民の皆さんと話し合う内容であるっていうことは一つあります。ただ農業委員会がですね、現況復帰とか、うちではしている部分なのでそういう部分を見ていただくのはありがたいので、いずれですね私どもが権限持っているわけではないので、北部環境事務所の方にもう 1 回お話を差し上げて、農業委員さんが大変心配してる。訪問回数を増やしたようだけでも、例えば抜き打ちでやっているようですけども、埋め戻しする間に、角度を変えているとか、そういう部分がかもし心配であるのであれば北部環境管理事務所の方にですね、その旨お伝えして、向こうさんがどういう対応、埼玉県の方ですけども、その辺についてもちょっとお聞きしていきたいなというふうに思います。農業委員さんのお立場で見ると、対農業委員会でやるのと、北部環境管理事務所それぞれ、役割がありますので、その辺を整理しながらですね、またお話をさせていただけたらというふうに思います。、</p>
	<p>木村 信雄委員</p>	<p>今は、だれがするんですか。細井さんからやらなくちゃいけないのですか。</p>
	<p>事 務 局 長</p>	<p>農業委員会の方でアプローチをかけています。本来、農業委員会の仕事じゃないということではあるので、その辺は我々も、違うセクションの話をされてしまってるので、お答えが農地法の話ではないので、非常にはっきりできなくて大変申し訳ないんですけど、ただ一時転用を出してるって事実ございますので、地域を守っていくという、心配だという部分も確かにあります。</p> <p>私も改良区の方の事務局長もやっていますので、パイプラインの方がですね、ゆがんでしまって破裂っていうような懸念も今指摘していただいたようですので、いろんな観点でちょっとお調べさせていただきたいと</p>

[閉 会]	議 長	<p>思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>今の事務局で言つたことも当然のことかもしれないですが、やはり細井さんが言われるように農道整備事業ということで、農道も県単の仕事だったんですが、土地改良した後に農道でトラクターなどがスムーズに移動できるということで、農業に関する仕事をして農道整備事業ってことでやってるんで、そこは崩れちゃ大変困るんで、関連が全然ないっていうふうには思つてませんが、細井さんみたいに皆さんで目を見張つていただくのも大変ありがたいことだとは思つてます。</p> <p>ただ今事務局がおっしゃるように、直接こちらでどうのこうのということでもないかもしれないので、この案件に対しては、一応採決に入らしてもらつてもよろしいですかね。、</p>
	事 務 局	それはそれでお調べしてします。ちょっと少しお時間をもらうような状況があるかもしれません。
	議 長	<p>細井さんの言われる事も大変大事なことで、農業委員会の方でよく調べて注意できるところは注意しなければならぬと思つております。</p> <p>ということで、とりあえず採決に入らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>その他にご質問ありますか。</p>
	議 長	<p>質疑がないようですので、採決したいと思ひますが、ご異議ございませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思ひますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>～挙手多数～</p>
	議 長	挙手多数でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。
	会 長 代 理	<p>以上で全ての日程が終了いたしました慎重審議をいただき、ありがとうございました。、</p> <p>これもちまして本日の定例総会を閉会いたします。</p>

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和3年7月26日

議 長

印

(塚本 房雄 委員)

署 名 人

印

(岩田 保 委員)

署 名 人

印